㉑　金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者
（金商法第156条の５の４、第194条の７第３項）
㉒　金融商品取引清算機関の主要株主　（金商法第156条の５の８、第194条の７第３項）
㉓　金融商品取引清算機関　（金商法第156条の15、第194条の７第３項）
㉔　外国金融商品取引清算機関　（金商法第156条の20の12、第194条の７第３項）
㉕　証券金融会社　（金商法第156条の34、第194条の７第３項）
㉖　指定紛争解決機関　（金商法第156条の58、第194条の７第３項）
㉗　取引情報蓄積機関　（金商法第156条の80、第194条の７第３項）
㉘　投資信託委託会社等　（投信法第22条第１項、第225条第３項）
㉙　投資法人の設立企画人等　（投信法第213条第１項、第225条第２項及び第３項）
㉚　投資法人　（投信法第213条第２項、第225条第３項）
㉛　投資法人の資産保管会社等　（投信法第213条第３項、第225条第３項）
㉜　投資法人の執行役員等　（投信法第213条第４項、第225条第３項）
㉝　特定譲渡人　（ＳＰＣ法第209条第２項において準用する第217条第１項、第290条第２項第１号及び第３項）
㉞　特定目的会社　（ＳＰＣ法第217条第１項、第290条第３項）
㉟　特定目的信託の原委託者　（ＳＰＣ法第286条第１項において準用する第209条第２項において準用する第217条第１項、第290条第２項第２号及び第３項）
㊱　振替機関　（社債等振替法第20条第１項、第286条第２項）
㊲　その他、上記①から㊱までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者
㈱　（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

⑵　証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、⑴の権限に基づく検査と同時に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

①　金融商品取引業者、特例業務届出者　（犯収法第15条第１項、第21条第６項第１号）
②　登録金融機関　（犯収法第15条第１項、第21条第６項第２号）
③　証券金融会社、振替機関、口座管理機関
（犯収法第15条第１項、第21条第７項）
㈱　（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記⑴及び⑵の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる）。

⑶　証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告したときは、内閣総理大臣から外務員登録に関する事務を委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

３　平成24年度における活動状況

証券検査を取り巻く状況は、①検査対象業者の多様化・増加、②金融商品・取引の多様化・複雑化、③世界的金融危機の経験を踏まえ、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループ全体の経営危機を予防する必要性の高まり、④ＩＴシステムの金融商品・取引への浸透等、大きく変化している。

このような状況を踏まえ、平成24年度においても、効率的・効果的かつ実効性ある検査を実施する観点から、業態その他の特性等を踏まえたリスク・ベースでの検査実施の優先度の判断、予告検査の実施、監督部局との連携強化等に努めた。

こうした中で、平成24年度においては、214件（着手ベース）（延べ319件）の検査を実施し、大手証券会社における公募増資等に係る法人関係情報の管理態勢の不備等、第一種金融商品取引業者における顧客預り金の流用等による顧客区分管理必要額の信託不足等、信用格付業者における業務管理体制の不備等の、重大な法令違反等が認められた18件について、行政処分等を求める勧告を行い、これらの事案を含め、法令違反や内部管理態勢等について問題点が認められた102業者に対して、問題点を通知した。

なお、グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社グループをはじめ、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループ等については、業務や財務面でリスクが顕在化することを予防するため、フォワード・ルッキングな観点から、金融庁や海外当局等と連携しながら、内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の適切性を検証した。

投資一任業者については、平成23年度の検査において、企業年金の資金運用を受託し、投資一任業を行っていた投資運用業者が、長年にわたって虚偽報告により巨額の損失を隠ぺいしながら営業を続けた問題が明らかになったことを受けて、その業態や企業年金という顧客の特性等に鑑み、優先して業務の実態や法令等遵守状況について検証する必要があると認められたことから、金融庁による投資一任業者に対する一斉調査の内容等を踏まえ、監督部局とも連携し、集中的な検査を行った（本章第５参照）。

また、裁判所への禁止命令等の申立て（金商法第192条）については、それに係る調査（金商法第187条）の権限等を活用し、ファンドの販売・勧誘の際に虚偽の告知等を行っていた適格機関投資家等特例業務届出者に関して、１件の申立てを行った（本章第８参照）。

販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の金商法違反行為等が認められた６件の事案について、適格機関投資家等特例業務届出者等13社の社名・代表者名・法令違反行為等を公表した。

こうした取組みを進める一方、検査の透明性確保の観点から「金融商品取引業者等検査マニュアル」の一部改正を行った（本章第３参照）。

第２　証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、平成21年以降、４月１日に始まり翌年３月31日に終わる１年間を証券検査年度として行っている。

証券監視委は、証券検査を計画的に管理・実施するため、証券検査年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その年度の証券検査の重点事項その他の証券検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、検査対象先のうちその年度の証券検査の対象とするものの種類、数その他のその年度の証券検査の範囲等を定めている。

平成24年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画は、平成24年４月27日に公表した。